定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あっせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

2・3　［略］	2・3　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十四号

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一の二（第四条第二項関係）

改正後		改正前	
特定計量器	一件についての金額	特定計量器	一件についての金額
一～六　［略］	［略］	一～六　［略］	［略］
七　最大需要電力量計	六十万二千円	七　最大需要電力量計	十五万五百円
八　電力量計 イ　定格電流が五アンペアのもの	六十万二千円	八　電力量計 イ　定格電流が五アンペアのもの	十五万五百円
ロ　イに掲げるもの以外のもの	四十四万九千円	ロ　イに掲げるもの以外のもの	十一万二千二百円
九　無効電力量計	六十万二千円	九　無効電力量計	十五万五百円
十～十四　［略］	［略］	十～十四　［略］	［略］

別表第一の三（第四条第二項関係）

改正後			改正前		
特定計量器	試験	一件についての減ずる金額	特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一・二　［略］	［略］	［略］	一・二　［略］	［略］	［略］
三　体積計 イ～ハ　［略］ ニ　ガスメーター (1)　表示機構が電気式のもの	［略］	［略］	三　体積計 イ～ハ　［略］ ニ　ガスメーター (1)　表示機構が電気式のもの	［略］	［略］
	1　耐久性能に係る試験	十六万六千百円		1　耐久性能に係る試験	十六万四千三百円
	2　耐振動性に係る試験	十七万二千七百円		2　［新設］	［新設］
	3　［略］	［略］		［略］	［略］
	4　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	五万四千四百円		［新設］	［新設］
	5　［略］	［略］		3　［略］	［略］